

# 屋根の雪下ろし費用を補助します

弟子屈町社会福祉協議会では、お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者の方などの世帯を対象に、雪下ろしを登録事業者へ委託した場合の費用の一部を補助します。

## ▶対象世帯

- 高齢者世帯／概ね70歳以上の方のみで構成されている世帯(年齢は2017年4月1日現在の年齢とします)
- 障がいのある方の方のみの世帯／身体障害者手帳1級、2級、3級(肢体不自由)の世帯
- その他／その他、町社会福祉協議会が上記に準ずると認めた世帯

※雪下ろし費用の補助の対象となるのは、落雪などにより明らかに自己または近隣住宅などの損壊の恐れがある場合や、同じく通行者へ被害が及ぶ恐れがある場合に限られますので、ご注意ください。

## ▶対象経費／屋根の雪下ろしにかかる費用

## ▶補助額／かかった費用の2分の1の額で1回あたり1万円を上限

## ▶補助回数／年度内3回まで(3月31日まで)

## ▶対象となる事業者／町社会福祉協議会協議会に登録された事業者

## ▶手続き方法

- ①雪下ろしが必要になった時点で、町社会福祉協議会へ交付申請書を提出します。
- ②申請書に基づき町社会福祉協議会で審査後、補助の可否を決定し、申請者へ連絡します。
- ③申請者の方は決定の連絡を受けた後、町社会福祉協議会に登録された事業者へ作業を依頼してください。
- ④雪下ろしが完了後、速やかに実績報告書(作業前後の写真、支払った領収書の写し添付)を町社会福祉協議会協議会へ提出してください。審査の上、決定の方へ補助金を交付します。

□申し込み・問い合わせ先／弟子屈町社会福祉協議会 ☎ 4 8 2 - 1 0 5 4 (土・日曜日、祝日を除く)



# 暴風雪事故などに備えましょう

## 防災ワンポイントコーナー

平成25年3月には暴風雪により中標津町で2名の方が死亡され、一昨年の冬には町内で8回もの暴風雪に見舞われました。昨年8月には4つの台風が、今年の10月には2回もの台風が道東を襲い、これまでに考えられないような大きな自然災害が起きています。これらの災害に対しては、事前にしっかり対策することで、最悪の被害は免れることができます。いよいよ本格的な冬が始まります。暴風雪や大雪への対策を紹介しますので、心にとめて冬を迎えましょう。



吹きだまりで立ち往生したバス  
(北見市常呂町2013年3月3日)

## ▶暴風雪と吹き溜まりの特徴

● 暴風雪とは雪を伴った強い風が吹くことです。降っている雪の他に積もっている雪も巻き上げられるため、視界が真っ白になり、建物や車などで遮られた場所に吹き溜まりが発生します。また、晴れていても風が強い時は、一瞬で暴風雪に変わることもあるので、天候の急変には注意が必要です。

## ▶車両運行時の注意

- 雪道ではトラックやバスなどの大型車が巻きあげる雪煙で視界が悪くなり危険ですので、十分な車間距離を保って走行しましょう。
- ヘッドライトやテールランプに付いた雪で、あなたの車が相手から見づらくなり、ワイパーに雪がついたままでは窓ガラスの雪が落ちにくくなるので、小まめに停車して雪を払い落としましょう。



## ▶吹き溜まりでの一酸化炭素対策

- 吹き溜まりで、車が発進できなくなった場合には、エンジンを切りましょう。止むを得ずエンジンをかけたままにする場合は、こまめにマフラーまわりを除雪するように心がけましょう。



## ▶暴風雪・大雪への準備について

### □ 家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、暴風雪が予想される時は、外出を避けましょう。
- 日頃から停電に注意して、懐中電灯・携帯ラジオ・防寒具・ポータブルストーブ・灯油・飲料水・非常食(ビスケット・乾パン・羊かんなど)などを準備しておきましょう。
- FF式暖房器などを使用している場合は、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあるので、吸排気口付近が雪で塞がれないように、こまめに雪を排除するように注意しましょう。

### □ 気象・道路防災情報(インターネット・スマートフォン等)の検索先

★ JAFロードサービス救援コール / ☎ 0 5 7 0 - 0 0 - 8 1 3 9 - # 8 1 3 9 (短縮ダイヤル)

### □ 気象・道路防災情報(インターネット・スマートフォン)の検索先

★ 気象庁 ★ 日本気象協会 ★ 北海道防災情報  
★ 北海道地区道路情報 ★ 北の道ナビ  
(気象庁のホームページでは、台風や低気圧の予想進路、予想天気図、警報発表の可能性等、細やかな情報を見ることができるようになりましたので、ぜひご活用ください)



# 除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的に行います。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則として行いません。



## □ 路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

## □ 歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

## □ 除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時は大変危険です。特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

## □ 玄関前の雪は皆さんで

除雪車が通った後に残される、玄関前などの雪の山。後始末を考えると、誰もが憂うつになってしまいます。除雪車の機能や、広い地域を迅速に回らなければならない作業の性格から、どうしても雪を残してしまいます。大変ご苦勞をおかけしますが、各家庭や事業所で除雪してください。

## □ 道路に雪を捨てないで

除雪したばかりの道路に雪を捨てるといった光景を、毎年多く見かけます。この雪が凹凸を作り、交通事故を誘発する原因にもなりかねません。道路に雪を捨てないでください。

## □ 消防水利に雪を捨てないで

「消防水利」と明示されたポールがある場所は、災害など緊急時の通り道になりますので、雪を捨てないでください。

これから降雪シーズンを迎え、今年もまた厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行います。皆さんのご協力を得て除雪作業をスムーズに進めることが、経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先／役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

道道除雪についての問い合わせ先／釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎ 4 8 2 - 2 1 4 7

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)